

# 貨幣の呪力について

20190127 森明彦

## はじめに

- 新谷尚紀：・貨幣はケ・ガ・レているケ・ガ・レとは罪・穢・禍・災・糞尿・血・病など、悪しきことすべてを含む概念  
・貨幣はケガレの吸引装置であり、ケガレ(死)が詰まっている。  
・賽銭として投げることで、神は銭も身体をも浄化してくれる
- 栄原永遠男：・貨幣はケガレた存在であり、様々な契機で手放すことはケガレの除去を意味する。  
・日本古代社会では、銭と糞尿はフロイトのいうような置換しうる

## 一、神と穢

### 【神祇令散斎条（史料Ⅰ）】

- ・律令国家は祭の前後の期間に祭に携わるものが弔問・見舞い・死刑判決答打ち・音楽・肉食そして穢惡の事に預かることを禁じている。
- ・穢惡の事→不淨のものであり鬼神の悪むところ、と公的注釈書は注釈している。

### 【祈年祭における正の贈与の構造（史料Ⅱ）】

- ①御年神から種穀を依さず
- ②天皇、宇豆乃幣帛を捧げる
- ③御年神、年(みのり)をもたらす
- ④天皇、新嘗祭にて初穂を捧げて神を饗應する

### 【正の贈与から負の贈与への反転】

- ②天皇、穢惡のものを神に捧げる
- ③神、憎しみを覚えて災厄・凶作にて返礼

### 【祭祀と穢】

- ・律令国家は神に穢惡のことを示さぬよう細心の注意を払う（史料Ⅲ）

### 【錢貨と穢】

- ・律令国家の祭祀の中には、錢貨を用いるものがある（史料IV）  
→神の怒りを考えると、錢貨が穢れたものではありえない
- ・錢櫃の足と觀音の足について馬糞（史料V）  
→觀音が糞尿と置換しうるとはありえない。

## 二、貨幣の呪力とは

### 【錢神論の貨幣觀（史料VI）】

- ・足なくして走り、翼なくして飛ぶ→交換手段たる支払手段
- ・和同開珎の和同  
雜律売買固条（史料VII）の和同採用方針の決定→和銅改元による祝賀決定→和銅を祥瑞として強弁（この逆の順で決行）

## おわりに

### 【行基と錢貨】

- ・無文銀錢。富本錢・和同開珎の時代
- ・四十九院の知識と大仏知識（史料VIII）

工、神祇令散齊矣。同条今集解

凡そ散斎の内には、諸司の事理めむこと旧の如く。喪を弔ひ、病を問ひ、完食むこと得じ。亦刑殺判らず、罪人を決罰せず、音楽作さず、穢惡の事に預らず。致斎には、唯し祀の事の為に行ふこと得む。自余は悉くに断めよ。其れ致斎の前後をば、兼ねて散斎と為よ。

不預穢惡之事

謂穢惡者不淨之物鬼神所惡也釋云穢惡之事謂神之所惡耳假如祓一詞所謂上蒸下淫之類大云穢惡者如令釋也或余惡謂佛法等並同者世

俗議也。非文所制也。古記云問穢惡何答。生產婦女不見之類。跡云穢惡謂依穢而所惡心耳。延曆廿年五月十四日官符云。定淮犯科祓例事。一大祓料物廿八種。承前惡祓料物准此重輸。馬一匹。大刀二口。弓二

乙  
延喜式  
祝詞  
祈年祭

3 祈年の祭

**集** わり侍る神主・祝部ら、諸聞はづきき食たまえよと宣う（神主・祝部ら、ともに称唯せよ。余の宣うといふも、これに准なぞらえよ。）

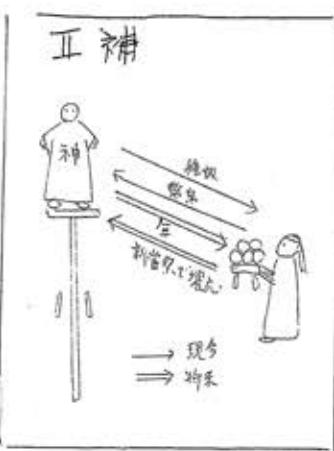
\*  
高天の原に神留り坐す皇が睦 神漏伎命・神漏弥命を以ちて、天つ社国つ社と稱え  
辞竟え奉る皇神たちの前に白さく、今年の二月に御年初め賜わむとして、皇御孫の  
命の宇豆の幣帛を、朝日の豊逆登りに稱え辭竟え奉らくと宣う。

御年の皇神たちの前に白さく、皇神たちの依さし奉らむ奥つ御年を、手脇に水沫画き垂り、向股に泥画き寄せて、取り作らむ奥つ御年を、八束穂のいかし穂に、皇神たちの依さし奉らば、初穂をば千穎八百穎に奉り置きて、甌のへ高知り、甌の腹満て双べて、汁にも穎にも称え辞竟え奉らむ。大野の原に生うる物は甘菜・辛菜、青海原に住む物は、鰐の広物・鰐の狭物、奥つ藻葉・辺つ藻葉に至るまでに、御服は明妙・照妙・和妙・荒妙に称え辞竟え奉らむ。御年の皇神の前に、白き馬・白き猪・白き鶏、種々の色の物を備え奉りて、皇御孫の命の宇豆の幣帛を称え辞竟え奉らくと宣う。

ことわ  
辞別きて、\*忌部の弱肩に太だすき取り挂けて、\*持ちゆまはり仕え奉れる幣帛を、神  
主・祝部ら受け賜わりて、事過たず捧げ持ちて奉れと宣う。

三、神祇令供祭祀条

凡そ祭祀に供せむ幣帛、飲食、及び菓実の属は、所司の長官へ親自ら  
けなげう。必らず精しく細しからしめよ。穢雜せしむること勿れ。



# IV 司馬文 四時祭上 菩薩神祭

\* 菩薩ならびに韓神三座の祭（菩薩一座、韓神二座）

五色の帛各八尺、夾纈の帛・紫の帛・紫の纈の帛・紺の帛・浅緑の帛・赤練の帛各

四尺、帛二丈、練糸二両、細布四丈、商布二段、安芸の木綿一斤、<sup>\*</sup>凡木綿八斤、錢一貫文、鈴四口、五色の玉一百枚、紙三十張、米二斗、糯米二斗、大豆・小豆各五升、酒一斗二升、油二升、橘子一百八十顆、筈二合、荒筈八合、食薦四枚、瓮・堀各十口、椀四口、瓶六口、杯四十口、酒台六具、盤四口、匏四柄、柏九十把、炭四籠、薪二担半、置簀四枚（已上は神祭の料）、五色の帛各三尺（朝の神樂の料）、五色の帛各一丈二尺、純一疋、縹の帛四尺、糸二絪八両、綿二屯、五色の薄純各二丈、調布一端、洗布二丈、商布四段、凡木綿四斤、麻二斤、紙三十張、色紙三十張、錢八百文、鍼四口、稻八束（神祇官の充つるところ）、

## V 日本西夏異記 中卷

極めて窮しき女千手觀音の像を憑敬ひ福の分を願ひて大なる富を得る縁 第四十二

海使表女は、諾樂の左京の九条二坊の人なり。九の子を產生みて、極めて窮しきこと比無く、生活くこと能はず。穗積寺に向て千手の像に福の分を願ふ。一年満たず。大炊天皇の世の天平宝字七年癸卯の冬十月の十日に、慮はずより外に敢に其の妹來り、皮櫃を以ちて姉に寄せて往く。脚に馬の屎染む。曰はく「我れ今來らむとするが故に、是の物を置くなり」といふ。待てども來らず。故に往きて弟を問ふ。弟答へていはく「知らず」といふ。爰に心の内に思ひ怪び、櫃を開きて見れば、錢百貫有り。當の如く花と香と油とを買ひて、擎げて千手の前に往きて其の足を見れば馬の屎著けり。爾うしてすなはち疑ひ思はく「菩薩の錢を貯へるか」とおもふ。三年を過ぎて、千手院に收めたる修理分の錢百貫無しと聴く。因りて皮櫃は彼の寺の錢なりと知る。闇に委る、是の錢は觀音の賜ふ所なり、と。贊に曰はく「善きかな、海使氏の長の徳を願ふ。應へて錢家に入りて貧窮の愁を減し、感へて聖福を留めて大に富める泉を流ふ。児を養はむとして徳に飽き、衣發きて断に委る、子を慈びて祐を來らしめ、香を買はむとして価を得たり」といふ。涅槃經に説きたまふが如し「母、子を慈び、因りて自づから梵天に生る」とのたまふは、其れ斯れを謂ふなり。斯れ奇異しき事なり。

## VI. 口錢神論 中國商化初期

(1)昔神農氏没、黃帝堯舜、教民農桑、以幣帛為本、上智先学、麥通之、(2)乃掘銅山、俯視仰觀、鑄而為錢、(3)故使內方象地、外圓象天、錢之為體、有乾有坤。其積如山、其流如川、(5)動靜有時、行藏有節、(6)市井便易、(7)不患耗折、難朽象壽、不匱象道、故能長久、(8)為世神寶、親愛如兄、字曰孔方、(9)失之則貧弱、得之則富強、(10)無翼而飛、無足而走。

ここでは錢について以下のような性質、呪力をあげている。

(1)幣帛に代わるものである。

(2)銅山から銅鉱石を掘り出して鋳造したものである。

(3)錢貨の内方は地を象り、外円は天を象つたものであり、乾坤を有している。

(4)山のように貯蓄ができる、川のように流通している。

(5)収藏や放出は時を選ぶ。

(6)市場での交換にすこぶる便利である。

(7)破損や腐朽することがなく、長く用いることができる。

(8)人々は神宝と捉え、大切にしている。

(9)貧弱か富強かは、これを持たぬか持つかで決まる。

(10)それゆえ、翼無くして飛び、足無くして走る。

## VII. 雜律不和較固条 (——が日本律逸文)

諸売買不和、而較固取者、較、謂專略其利、固、謂障固其市、乃更出開閉、共限一価、謂賣物以價為貴、買物以價為賤。

疏議曰、売物及買物人、而不和同、而較固取者、謂強執其市、不許外人買。故注云、較、謂專略其利。固、謂障其市、及更出開閉、謂販鬻之徒、共為姦計、自売物者、以價為貴、買人物者、以價為賤、更出開閉之言。其物共限一価、望使前人迷謬、以將入己。(後略)

## VIII 東大寺西文錄 造寺材木知識記

### 造寺材木知識記

材木知識五萬一千五百九十八人

役夫一百六十六萬五千七十一人

金知識人丹七萬二千七十五人

役夫五十一萬四千九百二人

奉加財物一人

利波志留米五千斛

河俣人麿錢一千貫

物部子嶋車十二兩牛六頭

甲賀真東錢一千貫

少田根成錢一千貫車一兩

陽侯真身錢一千貫

田邊廣演錢一千貫

板茂真釣錢一千貫

柒部伊波商布二萬端

稻十萬束屋十間倉五十三間

夜國磨

栗林二丁家地三町

自余少財不錄之